

■2012年8月19日

福島市で、中間貯蔵施設の建設などについて話し合う会議が開催  
環境・復興大臣、福島県沿岸部を中心とする8つの町村長などが出席  
環境大臣は、12ヶ所の中間貯蔵施設候補地を初めて提示した

- ・双葉町は福島第1原発の北西方向の2ヶ所
- ・大熊町は福島第1原発の西から南方向にかけての9ヶ所
- ・楡葉町は福島第2原発の西から南方向にかけての1ヶ所

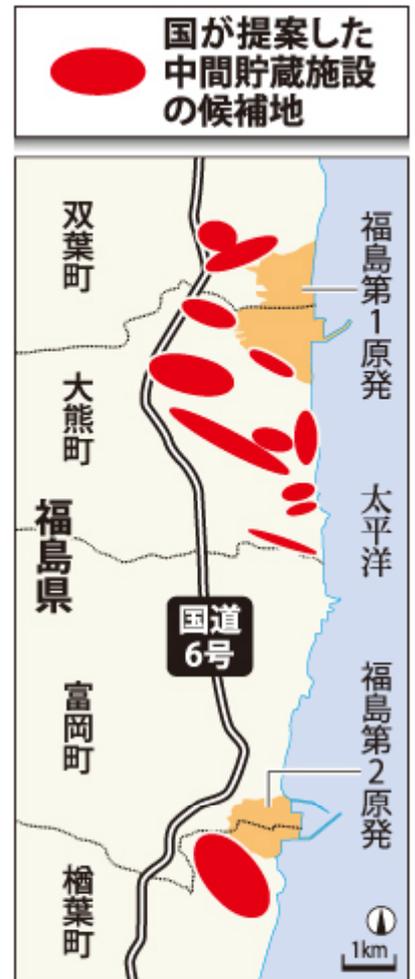
福島民報

◇大熊、双葉町内で分散 中間貯蔵施設候補地

19日に政府が示した中間貯蔵施設の調査候補地の選定で、環境省は福島県の汚染廃棄物の総量を約1500万～2800万立方メートルと推計した上で、必要となる中間貯蔵施設の総面積を試算した。

政府は当初、中間貯蔵施設を（原発を抱える福島県の沿岸部を中心とする8つの町村）双葉郡内1ヶ所に設ける案を検討していた。しかし、廃棄物を受け入れるために必要な推計3～5平方キロに及ぶ広大な用地を1ヶ所に確保することは難しいと判断し、双葉、大熊、楡葉3町への分散設置に方向転換した。

さらに、地形的な問題から双葉、大熊両町ではまとまった土地を確保することができないと判断し、双葉町は2ヶ所、大熊町は9ヶ所にそれぞれ調査候補地を分散した。政府はこれらの候補地のうち、できるだけ多くの箇所に施設を設置したい考えだ。



毎日新聞

19日に福島市で開かれた中間貯蔵施設をめぐる政府、県、双葉郡8町村の意見交換会で、政府は、中間貯蔵施設ができた際の市町村ごとの廃棄物の搬入先も示した。相双、県北などの9市町村は双葉町へ、いわき、広野、楡葉の3市町は楡葉町へ、残り47市町村は大熊町への搬入を想定し、大熊町の比率が極めて高い。環境省は、大熊町に搬送先が集中している理由について(1)双葉、楡葉両町に比べて地形的にまとまった土地が確保しやすい(2)6号国道のほか郡山市や磐越自動車道と直結する288号国道があるなど、アクセス面が良好としている。

◇中間貯蔵施設

中間貯蔵施設は、福島県内での除染作業で出る汚染された大量の土や瓦礫を専用容器に詰めて最終処分場ができるまで保管しておく施設

1ヶ所で設置する場合、容量で最大で東京ドームおよそ23杯分に当たる2800万立方メートル、敷地面積は最大でおよそ5平方キロメートルになるとしている

環境省の工程表では、今年度中に設置場所を決め、除染で出た土などは地域ごとに設ける仮置場に3年ほど保管し、より安全性の高い中間貯蔵施設への搬入を2015(平成27)年1月以降に始めるとしている

中間貯蔵施設が設置されないと、仮置場の設置や除染作業が進まないとして、昨年末に、環境大臣が双葉郡内への設置を要請し、今年3月には、1つの自治体の負担を軽減するために双葉町、大熊町、楡葉町の3つの町に分散して設置する案を提示。設置場所について、(1)双葉町は福島第1原発の北側、(2)大熊町は福島第1原発の南側、(3)楡葉町は福島第2原発の南側を検討していたが、具体的なエリアについては示されていない

国は、中間貯蔵施設への搬入開始から30年以内には福島県外で最終処分を完了するとしているが、最終処分場設置の見通しは立っていない